

議案第53号

和解することについて

次のとおり謝罪等請求調停事件に関し和解をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年(2021年)3月19日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市は、謝罪等請求調停事件に関し、次のとおり和解する。

- 1 事件名 伊丹簡易裁判所令和2年(ノ)第8号謝罪等請求調停事件
- 2 当事者 申立人 ██████████

██████████

████████████████████

████████████████████

相手方 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市

代表者 宝塚市長 中川智子

3 和解の要旨

- (1) 相手方は、申立人に対し、令和元年6月初めに発生した申立人主張のいじめ事案に関連して、申立人を不安にさせたことやPTSD・解離性障害を発症する等つらい思いをさせたことにつき謝罪する。
- (2) 相手方は、申立人に対し、学校内で安心して学習できる環境の整備を継続して行うよう努める。
- (3) 申立人の集団登校班による通学路については、原則として██████████育友会及び同愛護部からの通知によって定められるものであり、申立人にその通知と異なる希望があれば同育友会及び同愛護部との協議によって定めるものとし、相手方は、同通知及びその協議結果に異議を述べない。
- (4) 申立人と相手方(その教職員を含む。)は、本調停の成立により本件紛争が解決したこと及び名目の如何を問わず、互いに本調停条項に定める以外には、何らの債権債務がないことを確認する。

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

議案第53号

和解することについて

事件の概要

令和元年(2019年)6月初めに、XXXXXXXXXXに在籍する申立人が、同校への登校中、同校に在籍する他の児童に背後からランドセルを押されるなどして、申立人は本件を原因とするPTSD、解離性障害、記憶障害などの複数の診断を受けるに至った。

本件については、双方の話し合いを経て、背後からランドセルを押したとされる児童側から申立人への謝罪がなされたが、本市が行った対応や調査内容等について、申立人と本市の間で協議を開始した。この協議により、本市は、本件に関して本市が行った対応や本件に係る調査の報告、今後の対応策等について申立人に文書で回答したほか、学校生活の中で双方児童が遭遇することがないように最大限の配慮を行う対応を図ったものの、その後、申立人から、令和2年(2020年)2月13日付けで、本市を相手方として、本件について市が作成した報告書の一部撤回等を求める調停が伊丹簡易裁判所に申し立てられた。

今般、同裁判所での調停における申立人との協議により、今回の和解に至ったものである。

※個人情報保護のため、一部マスキングしています。

